

●香川県監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成25年7月16日

香川県監査委員	林	勲
同	鍋嶋	明人
同	山田	正芳
同	十河	直

- 1 監査対象部局 危機管理総局
- 2 監査対象年度 平成24年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
危機管理課	平成25年5月20日
くらし安全安心課（消費生活センター）	平成25年5月23日
消防学校	平成25年6月26日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入事務について

(ア) 高圧ガス製造許可申請に係る証紙を貼り付けた書類の金額等の記載を削って訂正していた。

また、証紙を貼り付けた書類が申請書と別葉になっていたにもかかわらず、申請者の割印がなかった。（危機管理課）

(イ) 貸金業者登録申請の証紙について、登録申請日から長期にわたり消印せずに保管していた。

また、申請書と証紙貼付用紙とに割印がなかった。

さらに、証紙を貼り付けた書類の保存について、規則による特別の取扱いの承認を受けていたが、証紙収納簿の備考欄に登録番号の記載がなかった。（くらし安全安心課）

イ 支出事務について

原子力研修講座の参加費について、遡って支出負担行為をしていた。（危機管理課）

(3) 検討指示事項

該当事項なし